

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和 七年 八月二十日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏 名	登録年月日
栃医 二二三二九六	三刀屋 佑	令和 七・四・二十四
栃医 二二三二九七	手塚 元貴	令和 七・四・二十四
栃医 二二三三〇九	田中 愛	令和 七・四・一
栃医 二二三三一〇	浅部 惟菜	令和 七・四・一
栃医 二二三三一	永谷 寅彦	令和 七・四・一
栃医 二二三三一二	五十嵐 裕一郎	令和 七・四・二
栃医 二二三三二三	大江 遥歌	令和 七・四・二
栃医 二二三三一四	高橋 慶行	令和 七・四・二
栃医 二二三三一五	野添 瑞貴	令和 七・四・二
栃医 二二三三一六	安納 遥	令和 七・四・二
栃医 二二三三一七	中野 恭輔	令和 七・四・二
栃医 二二三三一八	山本 伊万里	令和 七・四・二
栃医 二二三三一九	藤原 賢人	令和 七・四・二
栃医 二二三三二〇	小山 徐文	令和 七・四・三
栃医 二二三三二一	松本 麻希	令和 七・四・三
栃医 二二三三二二	金森 瀬怜奈	令和 七・四・三
栃医 二二三三二三	佐川 結香	令和 七・四・三
栃医 二二三三二四	山田 敏大	令和 七・四・三
栃医 二二三三二五	村田 侑紀	令和 七・四・三
栃医 二二三三二六	猪鹿倉 直彦	令和 七・四・四

登録の記号番号	氏 名	登録年月日
栃医 二二三二七	中川 智尋	令和 七・四・四
栃医 二二三二八	千葉 優香	令和 七・四・四
栃医 二二三二九	前田 美桜	令和 七・四・四
栃医 二二三三〇	豊嶋 文香	令和 七・四・四
栃医 二二三三一	中村 昂暉	令和 七・四・四
栃医 二二三三二	浦 史佳	令和 七・四・四
栃医 二二三三三	山本 紗也	令和 七・四・五
栃医 二二三三四	松田 友貴	令和 七・四・五
栃医 二二三三五	奥村 晃大	令和 七・四・六
栃医 二二三三六	堀田 翔吾	令和 七・四・七
栃医 二二三三七	佐間田 樹	令和 七・四・八
栃医 二二三三八	伊藤 亮	令和 七・四・八
栃医 二二三三九	清水 夏海	令和 七・四・九
栃医 二二三四〇	坪井 柚樺	令和 七・四・九
栃医 二二三四一	宮田 遼太郎	令和 七・五・一
栃医 二二三四五	小松田 琉莉	令和 七・四・十
栃医 二二三四六	佐藤 希衣	令和 七・四・十一
栃医 二二三四七	岩永 れいあ	令和 七・四・十八
栃医 二二三四八	山形 祐太	令和 七・四・三十
栃医 二二三四九	滝川 立晟	令和 七・五・五
栃医 二二三五〇	小倉 香苗	令和 七・五・七
栃医 二二三五六	大谷 泰斗	令和 七・四・二十八
栃医 二二三五七	徳丸 慶	令和 七・四・二十八
栃医 二二三五八	飯塚 佳浩	令和 七・四・二十八
栃医 二二三五九	日高 雅樹	令和 七・四・二十八

登録の記号番号	氏 名	登録年月日
栃医 二二三六〇	佐々木 貴幸	令和 七・四・二十八
栃医 二二三六二	藤井 愛	令和 七・五・十一
栃医 二二三六三	松田 奈々	令和 七・五・十一
栃医 二二三六四	松田 桜空	令和 七・五・二十
栃医 二二三六八	佐藤 文香	令和 七・四・十六
栃医 二二三六九	砂川 めい	令和 七・四・十六
栃医 二二三七〇	中川 就迪	令和 七・四・十六
栃医 二二三七一	永原 丈嗣	令和 七・四・十六
栃医 二二三七二	藤村 悠哉	令和 七・四・十六
栃医 二二三七三	船曳 翔真	令和 七・四・十六
栃医 二二三七四	山田 春佳	令和 七・四・十六
栃医 二二三七五	渋谷 朋海	令和 七・五・十二
栃医 二二三七六	鈴木 智裕	令和 七・五・十二
栃医 二二三七七	藤田 薫	令和 七・五・十二
栃医 二二三七八	NGUYEN DOMINH TAM	令和 七・五・十二
栃医 二二三七九	HONG GIA BUU	令和 七・五・十二
栃医 二二三八〇	林 千陽	令和 七・五・十二
栃医 二二三八一	BACH HAI NAM	令和 七・五・十二
栃医 二二三八二	岩崎 宇良	令和 七・五・十二
栃医 二二三八三	熊野 壮真	令和 七・五・十二
栃医 二二三八四	重倉 功武	令和 七・五・十二
栃医 二二三八五	林 沙耶花	令和 七・五・十二
栃医 二二三八六	牧野 裕樹	令和 七・五・十二
栃医 二二三八七	谷中 那央子	令和 七・五・十二
栃医 二二三八八	金井 理興	令和 七・五・十三

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和 七年 六月 二十日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏 名	登録年月日
栃薬 七七八二	川本 実侑	令和 七・五・一
栃薬 七七八三	馬場 友里菜	令和 七・五・八
栃薬 七七八四	磯 佑莉亜	令和 七・五・八
栃薬 七七八五	伊藤 佳菜	令和 七・五・十
栃薬 七七八六	本田 藍	令和 七・五・十三
栃薬 七七八九	松本 優也	令和 七・五・十六
栃薬 七七九〇	鈴木 聖菜	令和 七・五・十七
栃薬 七七九一	岸 理恵	令和 七・五・十七
栃薬 七七九二	山崎 竜	令和 七・五・十九
栃薬 七七九三	池田 陽香里	令和 七・五・九
栃薬 七七九四	中村 薫子	令和 七・五・十二
栃薬 七七九五	小林 咲穂	令和 七・五・十四
栃薬 七七九六	中村 凌士	令和 七・五・十二
栃薬 七七九七	四野宮 愛	令和 七・五・十三
栃薬 七七九八	岩渕 菜摘	令和 七・五・十三
栃薬 七七九九	浅川 翔太	令和 七・五・十四
栃薬 七八〇〇	濱田 直輝	令和 七・五・十四
栃薬 七八〇二	野原 萌絵	令和 七・五・十五
栃薬 七八〇三	島田 和輝	令和 七・五・十五
栃薬 七八〇四	内藤 篤志	令和 七・五・十五

登録の記号番号		氏名		登録年月日	
栃薬 七八〇五	石垣 実乃	令和 七・五・二十			
栃薬 七八〇六	樋口 雅彬	令和 七・五・十六			